

平成27年 6月12日

株 主 各 位

埼玉県川越市大字古谷上 4 2 7 4 番地
ヤマト・インダストリー株式会社
代表取締役社長 岩 本 宣 頼

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月26日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 6月29日（月曜日）午前10時30分
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5
ソニックシティビル 6 階
公益財団法人 埼玉県産業文化センター 6 0 3 会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第60期（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）
計算書類報告の件
決議事項
第 1 号議案 別途積立金及び利益準備金の額の減少の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件
第 4 号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件
第 5 号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件
第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、紙資源節約のため本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。  
事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yamato-in.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

## 事業報告

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、平成26年4月の消費税増税後の個人消費の回復にややもたつきが見られたものの、政府や日銀による経済対策や金融政策の効果もあり企業収益や雇用の改善など景気は緩やかな回復基調で推移しました。その一方で、中国や新興国経済の成長鈍化や円安による原材料の高騰など、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、既存事業の見直し、新規事業開拓を行い売上拡大に努め、協力会社との事業提携の強化、品質管理強化を推進することにより損益改善に努めてまいりました。

その結果、売上高は158億92百万円（前連結会計年度148億27百万円）、営業利益2億32百万円（前連結会計年度1億65百万円）、経常利益1億90百万円（前連結会計年度1億8百万円）となり、固定資産除却損や投資有価証券評価損等の特別損失が発生したことにより、当期純利益は77百万円（前連結会計年度82百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

（合成樹脂成形関連事業）

海外において、主力の取扱い商品であるOA機器部品の受注が僅かながら減少しましたが、売上は前年並みに推移しました。国内においては、自動車部品関連の売上が伸び、円安による原価高となりましたが、原価低減や経費削減に取り組んでまいりました。その結果、売上高は133億30百万円（前連結会計年度128億2百万円）、営業利益は2億29百万円（前連結会計年度2億9百万円の利益）の増収、増益となりました。

（物流機器関連事業）

円安による原価高や競合他社との価格競争が続く中、大口案件の受注拡大に努め売上高は25億61百万円（前連結会計年度20億24百万円）、営業利益は2百万円（前連結会計年度44百万円の損失）の増収、増益となりました。

企業集団の事業別セグメント売上高

(単位：百万円)

| 事業セグメント    | 前期     | 当期     | 前期比    |
|------------|--------|--------|--------|
| 合成樹脂成形関連事業 | 12,802 | 13,330 | 104.1% |
| 物流機器関連事業   | 2,024  | 2,561  | 126.5% |
| 合計         | 14,827 | 15,892 | 107.2% |

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、2億77百万円であります。

合成樹脂成形関連事業における設備投資総額は2億69百万円であり、その主なものは、OA機器部品等の成形設備であります。

物流機器関連事業における設備投資総額は7百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中における所要資金は、金融機関からの調達4億81百万円及び自己資金によりまかないました。

4. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分        | 期 別 | 第 57 期           | 第 58 期     | 第 59 期     | 第 60 期              |
|------------|-----|------------------|------------|------------|---------------------|
|            |     | 平成24年3月期         | 平成25年3月期   | 平成26年3月期   | 平成27年3月期<br>当連結会計年度 |
| 売 上 高      |     | 千円<br>14,240,593 | 14,585,800 | 14,827,035 | 15,892,370          |
| 経 常 利 益    |     | 千円<br>52,483     | 220,689    | 108,107    | 190,957             |
| 当 期 純 利 益  |     | 千円<br>22,255     | 149,779    | 82,165     | 77,514              |
| 1株当たり当期純利益 |     | 円<br>2.21        | 14.90      | 8.17       | 7.71                |
| 総 資 産      |     | 千円<br>6,471,974  | 6,340,501  | 6,609,803  | 7,135,064           |
| 純 資 産      |     | 千円<br>1,487,123  | 1,720,752  | 1,985,690  | 2,292,601           |
| 1株当たり純資産   |     | 円<br>147.94      | 171.18     | 197.56     | 228.10              |

- (注) 1. 記載金額は、1株当たりの金額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。また1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別                              | 第 57 期<br>平成24年 3 月期 | 第 58 期<br>平成25年 3 月期 | 第 59 期<br>平成26年 3 月期 | 第 60 期<br>平成27年 3 月期<br>当事業年度 |
|----------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                                  | 千円<br>9,132,226      | 8,676,415            | 7,985,579            | 8,677,542                     |
| 経 常 利 益<br>又は 経 常 損 失 (△)              | 千円<br>85,653         | 43,670               | △131,528             | 35,317                        |
| 当 期 純 利 益<br>又は 当 期 純 損 失 (△)          | 千円<br>58,910         | 22,805               | △120,080             | 5,038                         |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又は 当 期 純 損 失 (△) | 円<br>5.86            | 2.26                 | △11.94               | 0.50                          |
| 総 資 産                                  | 千円<br>5,774,136      | 5,581,136            | 5,280,738            | 5,371,906                     |
| 純 資 産                                  | 千円<br>1,811,771      | 1,840,633            | 1,720,254            | 1,801,503                     |
| 1 株 当 たり 純 資 産                         | 円<br>180.24          | 183.11               | 171.15               | 179.25                        |

- (注) 1. 記載金額は、1株当たりの金額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。また1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係  
 当社の該当する親会社はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                         | 資 本 金           | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|-------------------------------|-----------------|--------------------|-----------------------|
| 埼 玉 ヤ マ ト 株 式 会 社             | 千円<br>220,000   | %<br>100.00        | 屋外広告物の製造及び合成樹脂製品の成形加工 |
| ヤ マ ト ・ テ ク ノ セ ン タ ー 株 式 会 社 | 千円<br>70,000    | 100.00             | 金型設計製作                |
| 香 港 大 和 工 貿 有 限 公 司           | 千USドル<br>9,661  | 100.00             | 合成樹脂製品の販売及び金型販売       |
| 大 和 高 精 密 工 業 ( 深 圳 ) 有 限 公 司 | 千香港ドル<br>50,000 | ※100.00            | 合成樹脂製品の成形加工及び金型設計製作   |
| 亜 禰 特 貿 易 ( 上 海 ) 有 限 公 司     | 千円<br>10,000    | 100.00             | 物流機器事業関連商品の販売         |

- (注) ※の議決権比率は、間接所有割合を含んでおります。

## 6. 対処すべき課題

当社グループの経営課題は、当社グループの基本方針に基づき、収益力の回復と利益ある成長を果すため、

- (1) 利益に執着し、常にターゲット顧客を明確にし、売上を拡大させ利益率の向上を図る。
  - (2) 営業・製造・技術・管理が一体となって、サービス・自社のもの造りネットワーク体制を再構築する。
  - (3) 顧客開発・商品開発・製造・購買・人材育成・事務効率等の独自の技術力を磨き、競争力を強化する。
  - (4) ビジョン達成に向けて組織を活性化させる。
- 以上の施策の確実な実行と目標達成が当社グループの最重要課題であると認識して進めてまいります。

## 7. 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

| 事業セグメント    | 商 品 の 内 容                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 合成樹脂成形関連事業 | OA機器部品、セールスプロモーション製品、住設機器、自動車用品、アミューズメント関連部品、家庭用品、情報通信関連用品、家電部品 |
| 物流機器関連事業   | コンビテナー（スルーテナー、ロールコンビテナー、コンビカート等）                                |

## 8. 主要な営業所及び工場の状況（平成27年3月31日現在）

当 社 本 社（埼玉県川越市）

国内生産拠点：当社川越工場（埼玉県川越市）

埼玉ヤマト㈱（埼玉県深谷市）

ヤマト・テクノセンター㈱（埼玉県川越市）

国内販売拠点：当社東京支店（東京都台東区）

当社大阪営業所（大阪市中央区）

海 外 拠 点：香港大和工貿有限公司（中国）

大和高精密工業(深圳)有限公司(中国)

亜禰特貿易(上海)有限公司(中国)

(注) 平成27年3月31日付をもって、当社名古屋営業所を廃止いたしました。

## 9. 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

| 事業セグメント    | 従業員数        |
|------------|-------------|
| 合成樹脂成形関連事業 | 1,019名（91名） |
| 物流機器関連事業   | 15名（一名）     |
| 全社（共通）     | 34名（5名）     |
| 合計         | 1,068名（96名） |

（注）従業員数は就業人員数であり臨時従業員は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

### (2) 当社の従業員の状況

| 区分     | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|--------|------|--------|--------|--------|
| 男性     | 93名  | 3名減    | 44才1ヶ月 | 17年5ヶ月 |
| 女性     | 22名  | 1名増    | 42才4ヶ月 | 16年7ヶ月 |
| 合計又は平均 | 115名 | 2名減    | 43才9ヶ月 | 17年3ヶ月 |

（注）上記の従業員数の中には、嘱託・準社員及びパート勤務者63名は含まれておりません。

## 10. 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

| 借入先           | 借入金残高      |
|---------------|------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 562,056 千円 |
| シンジケートローン     | 371,090    |
| 株式会社日本政策金融公庫  | 311,084    |
| 株式会社武蔵野銀行     | 200,153    |

（注）シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする5社（株式会社商工組合中央金庫、株式会社武蔵野銀行、株式会社東京都民銀行、株式会社みずほ銀行）の協調融資によるものです。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 22,960,000株
2. 発行済株式総数 10,171,797株
3. 株主総数 701名（前期末比 31名減）
4. 大株主の状況

| 株主名              | 持株数        | 持株比率   |
|------------------|------------|--------|
| 永田紙業株式会社         | 2,500,000株 | 24.88% |
| 明成物流株式会社         | 1,500,000  | 14.93  |
| 美吉野化工株式会社        | 390,000    | 3.88   |
| 株式会社 SBI証券       | 322,000    | 3.20   |
| 日本証券金融株式会社       | 312,000    | 3.10   |
| 岩本宣頼             | 255,800    | 2.55   |
| 楽天証券株式会社         | 249,000    | 2.48   |
| 第一生命保険株式会社       | 160,000    | 1.59   |
| 中野孝一             | 152,000    | 1.51   |
| ヤマト・インダストリー社員持株会 | 136,900    | 1.36   |

(注) 持株比率は、自己株式(121,596株)を控除して計算しております。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位   | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                     |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役社長 | 岩本宣頼  | 代表取締役<br>品質保証室担当<br>ヤマト・テクノセンター株式会社 取締役                                          |
| 専務取締役 | 杉浦大助  | 事業本部本部長<br>香港大和工貿有限公司 取締役<br>大和高精密工業(深圳)有限公司 取締役<br>亜禰特貿易(上海)有限公司 取締役            |
| 常務取締役 | 永田耕太郎 | 永田紙業株式会社 代表取締役社長<br>明成物流株式会社 代表取締役社長<br>物流機器レンタル株式会社 代表取締役社長                     |
| 取締役   | 重岡幹生  | 樹脂事業海外統括<br>香港大和工貿有限公司 董事長<br>大和高精密工業(深圳)有限公司 董事長                                |
| 取締役   | 茂木久男  | 管理本部統括兼広報担当<br>埼玉ヤマト株式会社 取締役                                                     |
| 取締役   | 永田博太郎 | 永田紙業株式会社 取締役会長                                                                   |
| 常勤監査役 | 鏡味孝房  | 埼玉ヤマト株式会社 監査役<br>ヤマト・テクノセンター株式会社 監査役<br>大和高精密工業(深圳)有限公司 監査役<br>亜禰特貿易(上海)有限公司 監査役 |
| 監査役   | 渡邊正博  | 税理士                                                                              |
| 監査役   | 尾崎貴章  | コンピタント株式会社 代表取締役                                                                 |

- (注) 1. 監査役渡邊正博、尾崎貴章の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役渡邊正博氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、平成22年3月24日に当社独立役員として届け出ております。
3. 当社は、最近の状況に鑑み社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するにはいたっておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

#### 2. 当事業年度中の取締役の異動

該当事項はありません。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額                  |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役              | 6名         | 47,400千円               |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | ( 10,200千円<br>6,000千円) |
| 合 計                | 9名         | 57,600千円               |

- (注) 1. 昭和61年1月開催の臨時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額240,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。)と決議いただいております。
2. 平成5年6月開催の定時株主総会において監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。

### 4. 社外役員に関する事項

- (1) 監査役渡邊正博氏は社外監査役です。

当事業年度の取締役会及び監査役会に概ね出席し、議案・審議等につき、税務面から必要な発言を適宜おこなっております。当社とは、資本関係、取引関係等はございません。

- (2) 監査役尾崎貴章氏は社外監査役です。

当事業年度の取締役会及び監査役会に概ね出席し、議案・審議等につき、財務面から必要な発言を適宜おこなっております。当社とは、資本関係、取引関係等はございません。

### 5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第1項の規定に基づき社外監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能としております。

当該定款に基づき当社は、社外監査役渡邊正博氏及び尾崎貴章氏との間で、損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

#### IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 監査法人不二会計事務所

#### 2. 報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 20,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 当社の子会社である香港大和工貿有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

#### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査役会は監査役全員の同意によって解任し、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

その他、会計監査人による適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、当社は監査役会の同意を得て、もしくは監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

#### V 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については定めておりません。

## VI 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、以下のとおり決定しております。

1. **取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**
  - (1) 役員及び使用人の行動規範として企業倫理規定等の法令・定款遵守体制に関する規定（以下、「法令等遵守規定」という。）を整備する。
  - (2) 役員及び使用人に対する法令等遵守規定の周知、教育等を行う。
  - (3) 内部監査室は、内部監査規定に従って法令及び定款への適合に関して監査を行い、その監査結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
  
2. **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項**

取締役会の定める文書管理規定等に基づき、取締役及びこれを補助する使用人は、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、保存する。
  
3. **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

経営環境を取り巻くリスク情報を収集・管理するとともに、必要に応じて規定を制定しリスクの低減及び未然防止を図る。
  
4. **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
  - (1) 取締役会の定める職務権限規定、稟議規定、稟議手続細則等に基づき、職務の執行に関する意思決定過程を明確にし、その効率化を図る。
  - (2) 取締役は、各部門が達成すべき目標を設定し、定期的に達成状況を把握し評価する。
  
5. **当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
  - (1) 当社グループ会社の取締役及び使用人の行動規範として法令遵守を含め企業の社会的責任を果たすための規定等を整備する。
  - (2) 内部監査室は、子会社の管理部門と協議のうえ子会社に対する調査を実施するなどして法令遵守等に関わる経営の状況を把握し、これを取締役に報告する。

6. **監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、内部監査室に所属する使用人に対して、監査業務に必要な事項の調査・報告等を命じることができるものとし、その場合、当該使用人は、当該事項の調査・報告等に関して取締役からの指揮命令を受けないこととし、そのための体制を整備する。

7. **取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制**

取締役及び使用人が法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合に直ちに監査役会に報告する手続等に関する規定を策定するなどして、その体制を整備する。

8. **その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役がその必要性を認めたときは監査の実施にあたり弁護士、公認会計士等の外部専門家及び内部監査室と連携をすることができる体制を整備する。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| ( 資 産 の 部 )        |                  | ( 負 債 の 部 )            |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,319,813</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>3,657,720</b> |
| 現金及び預金             | 1,513,931        | 支払手形及び買掛金              | 2,335,010        |
| 受取手形及び売掛金          | 2,649,318        | 短期借入金                  | 863,665          |
| たな卸資産              | 970,668          | リース債務                  | 11,389           |
| 繰延税金資産             | 11,750           | 未払法人税等                 | 20,314           |
| その他                | 175,153          | 賞与引当金                  | 24,983           |
| 貸倒引当金              | △ 1,009          | その他                    | 402,357          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,815,250</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,184,742</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,631,540</b> | 長期借入金                  | 1,015,199        |
| 建物及び構築物            | 422,135          | リース債務                  | 33,698           |
| 機械装置及び運搬具          | 437,591          | 退職給付に係る負債              | 105,257          |
| 土地                 | 660,642          | 繰延税金負債                 | 27,186           |
| リース資産              | 39,639           | その他                    | 3,400            |
| 建設仮勘定              | 16,808           |                        |                  |
| その他                | 54,723           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>4,842,463</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>17,185</b>    | ( 純 資 産 の 部 )          |                  |
| リース資産              | 2,511            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,967,300</b> |
| その他                | 14,674           | 資 本 金                  | 927,623          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>166,523</b>   | 資 本 剰 余 金              | 785,172          |
| 投資有価証券             | 49,307           | 利 益 剰 余 金              | 277,232          |
| その他                | 120,210          | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△ 22,729</b>  |
| 貸倒引当金              | △ 2,994          | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>325,301</b>   |
|                    |                  | <b>その他有価証券評価差額金</b>    | <b>4,021</b>     |
|                    |                  | 繰延ヘッジ損益                | 0                |
|                    |                  | 為替換算調整勘定               | 356,320          |
|                    |                  | 退職給付に係る調整累計額           | △ 35,041         |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,292,601</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>7,135,064</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>7,135,064</b> |

## 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額    | 金 額        |
|----------------|--------|------------|
| 売上高            |        | 15,892,370 |
| 売上原価           |        | 13,985,065 |
| 売上総利益          |        | 1,907,305  |
| 販売費及び一般管理費     |        | 1,674,410  |
| 営業利益           |        | 232,894    |
| 営業外収益          |        |            |
| 受取利息及び配当金      | 2,319  |            |
| 受取手数料          | 8,065  |            |
| 貸倒料            | 1,964  |            |
| その他            | 8,577  | 20,927     |
| 営業外費用          |        |            |
| 支払利息           | 41,393 |            |
| 売却損            | 6,224  |            |
| 売却損            | 9,450  |            |
| 替の差損           | 2,099  |            |
| その他            | 3,695  | 62,863     |
| 経常利益           |        | 190,957    |
| 特別利益           |        |            |
| 固定資産売却益        | 25     | 25         |
| 特別損失           |        |            |
| 固定資産処分損        | 30,063 |            |
| 投資有価証券評価損      | 19,590 |            |
| 事業構造改善費用       | 1,000  |            |
| 訴訟損            | 2,850  | 53,503     |
| 税金等調整前当期純利益    |        | 137,479    |
| 法人税、住民税及び事業税   | 51,681 |            |
| 法人税等調整額        | 8,283  | 59,964     |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |        | 77,514     |
| 当期純利益          |        | 77,514     |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

| 項 目                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成26年4月1日残高                   | 927,623 | 785,172   | 125,443   | △22,653 | 1,815,586   |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |         |           | 74,275    |         | 74,275      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高             | 927,623 | 785,172   | 199,718   | △22,653 | 1,889,861   |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 当期純利益                         |         |           | 77,514    |         | 77,514      |
| 自己株式の取得                       |         |           |           | △75     | △75         |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —         | 77,514    | △75     | 77,439      |
| 平成27年3月31日残高                  | 927,623 | 785,172   | 277,232   | △22,729 | 1,967,300   |

| 項 目                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |          |              |                   | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|---------|----------|--------------|-------------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |           |
| 平成26年4月1日残高                   | 2,080                 | △68     | 206,001  | △37,908      | 170,104           | 1,985,689 |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |                       |         |          |              |                   | 74,275    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高             | 2,080                 | △68     | 206,001  | △37,908      | 170,104           | 2,059,965 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |         |          |              |                   |           |
| 当期純利益                         |                       |         |          |              |                   | 77,514    |
| 自己株式の取得                       |                       |         |          |              |                   | △75       |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | 1,941                 | 68      | 150,319  | 2,867        | 155,197           | 155,197   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 1,941                 | 68      | 150,319  | 2,867        | 155,197           | 232,636   |
| 平成27年3月31日残高                  | 4,021                 | 0       | 356,320  | △35,041      | 325,301           | 2,292,601 |

## 連 結 注 記 表

### I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

ヤマト・テクノセンター(株)、埼玉ヤマト(株)、香港大和工貿有限公司、  
大和高精密工業(深圳)有限公司、亜禰特貿易(上海)有限公司

##### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち香港大和工貿有限公司、大和高精密工業(深圳)有限公司、  
亜禰特貿易(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。  
ただし、平成27年1月1日から連結決算日平成27年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

###### ②デリバティブ取引……………時価法

③たな卸資産……………当社は月別移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

連結子会社は主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ①リース資産以外の固定資産

(イ)有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

海外連結子会社は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 10年～47年 |
| 機械装置及び運搬具 | 5年～10年  |
| その他（什器備品） | 2年～13年  |

(ロ)無形固定資産……………定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法によっております。貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

### ①退職給付見込額の計上方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が74,275千円減少し、利益剰余金が74,275千円増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ7,640千円増加しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

②ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ
- ・ヘッジ対象……………外貨建債権債務及び外貨建予定取引、借入金

ヘッジ方針

外貨建取引金額の範囲内で為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

③消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## II 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 建 | 物 | 193,622千円 |
| 土 | 地 | 624,584千円 |
| 合 | 計 | 818,206千円 |

#### (2) 担保に係る債務

|   |   |   |   |   |           |
|---|---|---|---|---|-----------|
| 短 | 期 | 借 | 入 | 金 | 197,241千円 |
| 長 | 期 | 借 | 入 | 金 | 353,006千円 |
| 合 | 計 |   |   |   | 550,248千円 |

2. 受取手形割引高 883,066千円  
受取手形裏書譲渡高 10,289千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 3,586,504千円

## III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

|   |   |   |   |             |
|---|---|---|---|-------------|
| 普 | 通 | 株 | 式 | 10,171,797株 |
|---|---|---|---|-------------|

## IV 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に合成樹脂の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループでは、債権管理規程に従いリスクを管理しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握することにより、リスクを管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には、製品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としており、このうち

一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、管理を行っております。

営業債務や借入金は流動性リスクを伴っておりますが、当社グループでは、資金繰計画の作成・更新を実施してリスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には一定の前提条件等により合理的に算定された価額が含まれているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|-----------------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金            | 1,513,931      | 1,513,931 | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 2,649,318      | 2,649,318 | —      |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 19,223         | 19,223    | —      |
| 資産計                   | 4,182,473      | 4,182,473 |        |
| (1) 支払手形及び買掛金         | 2,335,010      | 2,335,010 | —      |
| (2) 短期借入金             | 863,665        | 863,665   | —      |
| (3) 長期借入金             | 1,015,199      | 1,025,563 | 10,363 |
| 負債計                   | 4,213,874      | 4,224,238 | 10,363 |
| デリバティブ取引              |                |           |        |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの     | —              | —         | —      |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの(*)   | —              | △4,514    | △4,514 |
| デリバティブ取引計             | —              | △4,514    | △4,514 |

(\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金ならびに、(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものの時価は元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当するものはありません。
- (2) ヘッジ会計が適用されているもの

(単位：千円)

| ヘッジ会計の方法            | デリバティブ取引の種類等          | 主なヘッジ対象        | 契約額等    |         | 時価     |
|---------------------|-----------------------|----------------|---------|---------|--------|
|                     |                       |                |         | うち1年超   |        |
| 原則的<br>処理方法         | 為替予約取引<br>買建<br>米ドル   | 外貨建仕入<br>の予定取引 | 11      | —       | —      |
| 為替予約<br>等の振当<br>処理  | 為替予約取引<br>買建<br>米ドル   | 買掛金            | 72,626  | —       | 378    |
| 金利スワ<br>ップの特<br>例処理 | 金利スワップ取引<br>支払固定・受取連動 | 長期借入金          | 305,792 | 201,435 | △4,892 |
| 合計                  |                       |                | 378,429 | 201,435 |        |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 30,074     |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

## V 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 228円10銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 7円71銭   |

## VI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額       | 科 目                  | 金 額         |
|--------------------|-----------|----------------------|-------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |           | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |             |
| 流 動 資 産            | 2,892,619 | 流 動 負 債              | 2,522,996   |
| 現金及び預金             | 555,107   | 支 払 手 形              | 997,956     |
| 受取掛手形              | 605,418   | 買掛金                  | 598,053     |
| 売掛金                | 1,204,272 | 短期借入金                | 728,483     |
| 商製品                | 4,599     | 未払金                  | 47,241      |
| 製作品                | 225,645   | 未払費用                 | 62,473      |
| 仕掛品                | 32,738    | 賞与引当金                | 16,980      |
| 原材料                | 33,154    | 未払法人税等               | 10,344      |
| 前払費用               | 3,281     | 未払消費税                | 37,698      |
| 繰延税金資産             | 9,794     | 設備支払手形               | 1,286       |
| 繰上入金               | 189,075   | その他                  | 22,478      |
| 短期貸付金              | 26,619    | 固 定 負 債              | 1,047,407   |
| その他金               | 4,037     | 長期借入金                | 955,319     |
| 貸倒引当金              | △ 1,127   | 繰延税金負債               | 21,392      |
| 固 定 資 産            | 2,479,287 | 退職給付引当金              | 34,293      |
| 有形固定資産             | 961,548   | その他                  | 36,403      |
| 建物                 | 215,407   | 負 債 合 計              | 3,570,403   |
| 構築物                | 5,656     | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |             |
| 機械及び装置             | 33,690    | 株 主 資 本              | 1,797,481   |
| 車両運搬具              | 701       | 資 本 金                | 927,623     |
| 工具、器具及び備品          | 7,083     | 資本剰余金                | 785,172     |
| 土地                 | 660,642   | 資本準備金                | 785,132     |
| リース資産              | 38,366    | その他資本剰余金             | 40          |
| 無形固定資産             | 11,061    | 利益剰余金                | 107,414     |
| ソフトウェア             | 2,676     | 利益準備金                | 124,283     |
| リース資産              | 2,511     | その他利益剰余金             | △ 16,868    |
| 電話加入権              | 5,873     | 買換資産圧縮積立金            | 38,111      |
| 投資その他の資産           | 1,506,677 | 別途積立金                | 1,803,505   |
| 投資有価証券             | 49,124    | 繰越利益剰余金              | △ 1,858,485 |
| 関係会社株              | 1,165,203 | 自 己 株 式              | △ 22,729    |
| 長期貸付金              | 183       | 評価・換算差額等             | 4,021       |
| 長期前払費用             | 128,119   | その他有価証券評価差額金         | 4,021       |
| 敷金・保証金             | 5,634     | 繰延ヘッジ損益              | 0           |
| 保険積立金              | 132,316   |                      |             |
| 会員権等               | 10,000    |                      |             |
| 貸倒引当金              | 19,089    |                      |             |
|                    | △ 2,994   | 純 資 産 合 計            | 1,801,503   |
| 資 産 合 計            | 5,371,906 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計      | 5,371,906   |

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 8,677,542 |
| 売上原価         | 7,802,343 |
| 売上総利益        | 875,198   |
| 販売費及び一般管理費   | 909,420   |
| 営業外損失        | △ 34,221  |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息及び配当金    | 41,462    |
| 受取手賃料        | 52,852    |
| 賃貸為替差益       | 31,114    |
| その他          | 8,531     |
| 営業外費用        | 7,855     |
| 支払利息         | 37,970    |
| 手形売却損        | 6,224     |
| 債権売却損        | 9,450     |
| 貸与資産減価償却費    | 14,205    |
| 支払リース料       | 730       |
| その他          | 3,695     |
| 経常利益         | 72,277    |
| 特別利益         | 35,317    |
| 特別損失         | —         |
| 固定資産処分損      | 1,468     |
| 投資有価証券評価損    | 19,590    |
| 事業構造改善費用     | 1,000     |
| 訴訟損失         | 2,850     |
| 税引前当期純利益     | 24,908    |
| 法人税・住民税及び事業税 | 10,408    |
| 法人税等調整額      | 10,025    |
| 当期純利益        | △ 4,655   |
|              | 5,369     |
|              | 5,038     |

## 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

| 項 目                         | 株 主 資 本 |           |          |         |
|-----------------------------|---------|-----------|----------|---------|
|                             | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |          |         |
|                             |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成26年4月1日残高                 | 927,623 | 785,132   | 40       | 785,172 |
| 会計方針の変更による累積的影響額            |         |           |          |         |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高           | 927,623 | 785,132   | 40       | 785,172 |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |          |         |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |          |         |
| 自己株式の取得                     |         |           |          |         |
| 買換資産圧縮<br>積立金の取崩額           |         |           |          |         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |          |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —         | —        | —       |
| 平成27年3月31日残高                | 927,623 | 785,132   | 40       | 785,172 |

| 項 目                         | 株 主 資 本   |               |           |             |             |         |            |
|-----------------------------|-----------|---------------|-----------|-------------|-------------|---------|------------|
|                             | 利 益 剰 余 金 |               |           |             |             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|                             | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金      |           |             | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
|                             |           | 買換資産圧縮<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |         |            |
| 平成26年4月1日残高                 | 124,283   | 42,896        | 1,803,505 | △1,942,584  | 28,100      | △22,653 | 1,718,243  |
| 会計方針の変更による累積的影響額            |           |               |           | 74,275      | 74,275      |         | 74,275     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高           | 124,283   | 42,896        | 1,803,505 | △1,868,309  | 102,375     | △22,653 | 1,792,518  |
| 事業年度中の変動額                   |           |               |           |             |             |         |            |
| 当 期 純 利 益                   |           |               |           | 5,038       | 5,038       |         | 5,038      |
| 自己株式の取得                     |           |               |           |             |             | △75     | △75        |
| 買換資産圧縮<br>積立金の取崩額           |           | △4,784        |           | 4,784       | —           |         | —          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |               |           |             |             |         |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | —         | △4,784        | —         | 9,823       | 5,038       | △75     | 4,963      |
| 平成27年3月31日残高                | 124,283   | 38,111        | 1,803,505 | △1,858,485  | 107,414     | △22,729 | 1,797,481  |

(単位：千円)

| 項 目                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                | 純資産合計     |
|------------------------------|------------------|---------|----------------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 平成26年4月1日残高                  | 2,080            | △68     | 2,011          | 1,720,254 |
| 会計方針の変更による累積的影響額             |                  |         |                | 74,275    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高            | 2,080            | △68     | 2,011          | 1,794,529 |
| 事業年度中の変動額                    |                  |         |                |           |
| 当 期 純 利 益                    |                  |         |                | 5,038     |
| 自己株式の取得                      |                  |         |                | △75       |
| 買 換 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩 額 |                  |         |                | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額)  | 1,941            | 68      | 2,010          | 2,010     |
| 事業年度中の変動額合計                  | 1,941            | 68      | 2,010          | 6,973     |
| 平成27年3月31日残高                 | 4,021            | 0       | 4,021          | 1,801,503 |

## 個 別 注 記 表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ②その他有価証券

時価のあるもの

当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) リース資産以外の固定資産

①有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

②無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用 均等償却しております。

##### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

##### ①退職給付見込額の計上方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が74,275千円減少し、利益剰余金が74,275千円増加しております。なお、当事業年度の営業損失は7,640千円減少し、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ7,640千円増加しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## II 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

#### (1) 担保に供している資産

|     |   |           |
|-----|---|-----------|
| 建   | 物 | 193,622千円 |
| 土   | 地 | 624,584千円 |
| 合 計 |   | 818,206千円 |

#### (2) 担保に係る債務

|           |           |
|-----------|-----------|
| 短 期 借 入 金 | 197,241千円 |
| 長 期 借 入 金 | 353,006千円 |
| 合 計       | 550,248千円 |

### 2. 受取手形割引高 883,066千円

受取手形裏書譲渡高 10,289千円

### 3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,800,388千円

### 4. 保証債務

関係会社の金融機関よりの借入金に対して次のとおり債務保証を行っております。

香港大和工貿有限公司 96,100千円 (6,200千香港ドル)

### 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 195,430千円 |
| 長期金銭債権 | 187,375千円 |
| 短期金銭債務 | 317,570千円 |

## III 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 売 上 高      | 56,088千円    |
| 仕 入 高      | 1,569,703千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 144,415千円   |

## IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 121,596株

## V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の内訳

|            |            |
|------------|------------|
| (1) 繰延税金資産 |            |
| 固定資産減損損失   | 74,743千円   |
| 退職給付引当金    | 11,244千円   |
| たな卸資産処分損   | 11,948千円   |
| 繰越欠損金      | 651,307千円  |
| その他        | 53,933千円   |
| 繰延税金負債との相殺 | 0千円        |
| 繰延税金資産小計   | 803,175千円  |
| 評価性引当額     | △793,380千円 |
| 繰延税金資産合計   | 9,794千円    |
| (2) 繰延税金負債 |            |
| 買換資産圧縮積立金  | 19,190千円   |
| その他        | 2,202千円    |
| 繰延税金資産との相殺 | 0千円        |
| 繰延税金負債合計   | 21,392千円   |
| 繰延税金負債の純額  | 11,626千円   |

## VI 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 属性  | 会社等の名称         | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との<br>関係                       | 取引の内容                                          | 取引金額                   | 科目                                | 期末残高                                      |
|-----|----------------|---------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------|
| 子会社 | ヤマト・テクノセンター㈱   | 所有 直接<br>100.00           | 金型の設計<br>製作<br>土地建物の<br>賃貸<br>役員の兼任 | 金型の仕入<br>(注3)<br>設備の賃貸<br>(注2)                 | 183,439<br>10,458      | 買掛金<br>支払手形<br>—                  | 8,680<br>22,546<br>—                      |
| 子会社 | 埼玉ヤマト㈱         | 所有 直接<br>100.00           | 当社製品の<br>製造<br>土地建物の<br>賃貸<br>役員の兼任 | 製品の仕入<br>(注3)<br>在庫保証金<br>設備の賃貸<br>(注2)        | 796,118<br>—<br>18,691 | 買掛金<br>未払金<br>支払手形<br>敷金・保証金<br>— | 75,453<br>6,383<br>145,324<br>59,000<br>— |
| 子会社 | 香港大和工貿<br>有限公司 | 所有 直接<br>100.00           | 役員の兼任<br>経営指導<br>債務保証<br>資金援助       | 受取手数料<br>(注1)<br>債務保証<br>(注4)<br>資金の貸付<br>(注5) | 52,852<br>96,100<br>—  | 未収入金<br>—<br>短期貸付金<br>長期貸付金       | 94,180<br>—<br>25,519<br>128,036          |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導等の役務提供に対する対価を「受取手数料」として受領しており、当該役務に係る当社の費用見積額を提示し、交渉の上決定しております。
- (注2) 賃貸料については、貸与資産の減価償却費相当額としております。
- (注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注4) 香港大和工貿有限公司の銀行借入(96,100千円)につき、債務保証を行ったものであります。
- (注5) 資金の貸付の金利水準については、市場金利を勘案して決定しており、利息の回収条件は貸付返済期限までの随時返済となっております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 属性                                        | 会社等の名称  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%)   | 関連当事者との<br>関 係         | 取引の内容         | 取引金額   | 科 目  | 期末残高   |
|-------------------------------------------|---------|-----------------------------|------------------------|---------------|--------|------|--------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む) | 明成物流(株) | (被所有)<br>直接 14.9<br>間接 24.9 | 当社製品の組立作業及び運搬<br>役員の兼任 | 製品の仕入<br>(注1) | 54,604 | 買掛金  | 4,993  |
|                                           |         |                             |                        | 製品の運搬<br>(注1) | 16,286 | 裏書手形 | 10,289 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 当社取締役 永田 耕太郎およびその近親者が議決権の過半数を直接所有しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅶ 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 179円25銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 50銭     |

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

ヤマト・インダストリー株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 栗田 尚 宜®  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 川本 弘 文®

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマト・インダストリー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月21日

ヤマト・インダストリー株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 栗田 尚 宜®  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 川本 弘 文®

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマト・インダストリー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合していることを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築、及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

監査法人 不二会計事務所 監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

監査法人 不二会計事務所 監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

ヤマト・インダストリー株式会社 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 鏡 味 孝 房 | Ⓧ |
| 社外監査役 | 渡 邊 正 博 | Ⓧ |
| 社外監査役 | 尾 崎 貴 章 | Ⓧ |

以 上

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 別途積立金及び利益準備金の額の減少の件

当社は、資本政策における機動性を確保するため、別途積立金及び利益準備金をそれぞれ全額取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものです。

##### 1. 別途積立金の減少の要領

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

##### (1) 減少する積立金の額

別途積立金 1,803,505,533円

##### (2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 1,803,505,533円

##### 2. 利益準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

##### (1) 減少する準備金の額

利益準備金 124,283,000円

##### (2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 124,283,000円

##### 3. 別途積立金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成27年8月4日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 定款変更の理由

(1) 企業価値のさらなる向上を目指し、経営体制の一層の強化と充実を図るための代表取締役の異動に伴い所定の変更を行うものであります。

(2) 会社法の一部を改正する法律（平成26年6月27日法律第90号。）による「監査等委員会設置会社」の法制化に合わせて執行に対する取締役会の監査機能強化、および社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的とし、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるべく、「監査等委員会設置会社」に移行し、ガバナンスの強化を図るものです。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規程の

追加、監査役や監査役会に係る規程の削除、取締役や取締役会に係る規程の変更等、所定の変更を行うものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第12条 (条文省略)                                                                                                                                                                                                                              | 第1条～第12条 (現行通り)                                                                                                                                                           |
| 第三章 株主総会                                                                                                                                                                                                                                     | 第三章 株主総会                                                                                                                                                                  |
| 第13条 (条文省略)                                                                                                                                                                                                                                  | 第13条 (現行通り)                                                                                                                                                               |
| <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除いて、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故ある時は、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。</u></p> <p>3. <u>取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</u></p> | <p>(招集権利者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除いて、取締役会の決議に基づき、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> |
| 第15条～第17条 (条文省略)                                                                                                                                                                                                                             | 第15条～第17条 (現行通り)                                                                                                                                                          |
| 第四章 取締役および取締役会                                                                                                                                                                                                                               | 第四章 取締役および取締役会                                                                                                                                                            |
| 第18条 (条文省略)                                                                                                                                                                                                                                  | 第18条 (現行通り)                                                                                                                                                               |
| (取締役の員数)                                                                                                                                                                                                                                     | (取締役の員数)                                                                                                                                                                  |
| 第19条 (条文省略)                                                                                                                                                                                                                                  | 第19条 (現行通り)                                                                                                                                                               |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                         | 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>                                                                                                                                 |
| (選任方法)                                                                                                                                                                                                                                       | (選任方法)                                                                                                                                                                    |
| <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>                                                                                                                                                                          | <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. (現行通り)</p>                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(招集者および議長)<br/>第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がそれに代わる。</u></p> <p>(招集通知)<br/>第24条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> | <p>(任期)<br/>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行通り)</p> <p>(招集者および議長)<br/>第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>あらかじめ取締役会において定められた取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(招集通知)<br/>第24条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)<br/>第27条 当会社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第28条 (条文省略)</p> <p>第五章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会)<br/>第29条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)<br/>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)<br/>第31条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)<br/>第32条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(招集通知)<br/>第33条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。<br/>2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(報酬等)<br/>第27条 当会社の取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第28条 (現行通り)</p> <p>第五章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(決議の方法)<br/> <u>第34条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                             | (削除)                                                                                      |
| <p>(常勤監査役)<br/> <u>第35条 当会社の監査役会は、監査役会の決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                                 | (削除)                                                                                      |
| <p>(監査役会の議事録)<br/> <u>第36条 当会社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>                                                                                                                                   | (削除)                                                                                      |
| <p>(報酬等)<br/> <u>第37条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                              | (削除)                                                                                      |
| <p>(監査役の責任免除)<br/> <u>第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規程により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規程する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u><br/> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規程により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規程する額とする。</u></p> | (削除)                                                                                      |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                             | <p>(監査等委員会)<br/> <u>第29条 当会社は監査等委員会を置く。</u></p>                                           |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                             | <p>(監査等委員会の権限)<br/> <u>第30条 監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第六章 会計監査人</p> <p>第39条～第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第七章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する規則は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第六章 会計監査人</p> <p>第33条～第35条 (現行通り)</p> <p>(報酬)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第七章 計算</p> <p>第37条～第40条 (現行通り)</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件  
 当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、  
 監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（6  
 名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきまして  
 は、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において  
 同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 岩 本 宣 頼<br>(昭和20年3月2日)  | 昭和46年5月 当社入社<br>昭和52年7月 東洋樹脂(株)出向<br>昭和61年4月 当社常務取締役就任<br>平成8年4月 常務取締役技術統括兼経営企画室長<br>就任<br>平成11年4月 常務取締役管理統括就任<br>平成12年10月 常務取締役管理統括兼広報担当就任<br>平成17年6月 取締役兼(株)YPK専務取締役就任<br>平成22年6月 代表取締役社長兼品質保証室担当就<br>任<br>平成25年5月 代表取締役社長執行役員品質保証室<br>担当就任<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ヤマト・テクノセンター(株)取締役                                                                                                                                          | 255,800株       |
| 2         | 杉 浦 大 助<br>(昭和25年2月27日) | 昭和49年4月 三井物産(株)入社<br>平成14年4月 三井物産(株)合成樹脂本部（成型材料<br>事業部）次長就任<br>平成16年4月 (株)ニュー・マテリアル・サービ<br>ス<br>代表取締役社長就任<br>平成19年4月 三井物産フロンティア(株)<br>代表取締役社長就任<br>平成20年6月 当社入社専務取締役就任<br>平成22年6月 専務取締役兼事業本部本部長兼管<br>理・広報担当就任<br>平成22年10月 専務取締役兼事業本部本部長兼樹脂<br>事業部長兼広報担当就任<br>平成25年5月 専務取締役専務執行役員事業本部長<br>兼樹脂事業部事業部長就任<br>平成25年10月 専務取締役専務執行役員兼事業本<br>部長就任<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>香港大和工貿有限公司 取締役<br>大和高精密工業(深圳)有限公司 取<br>締役<br>亞碼特貿易(上海)有限公司 取締役 | 10,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | 永 田 耕太郎<br>(昭和39年12月4日) | <p>平成元年4月 永田紙業㈱入社<br/>平成7年7月 明成物流㈱設立、代表取締役社長就任<br/>平成10年4月 永田紙業㈱取締役営業部長就任<br/>平成22年2月 当社常務取締役就任<br/>平成22年6月 常務取締役兼経営企画室長就任<br/>平成24年11月 永田紙業㈱代表取締役社長就任<br/>平成25年5月 常務取締役常務執行役員就任<br/>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>永田紙業㈱代表取締役社長<br/>明成物流㈱代表取締役社長<br/>物流機器レンタル㈱代表取締役社長</p>                                                                      | 13,000株        |
| 4         | 重 岡 幹 生<br>(昭和37年3月31日) | <p>昭和61年4月 当社入社<br/>平成8年3月 香港大和工貿有限公司<br/>代表取締役社長就任<br/>樹脂事業部長就任<br/>平成16年4月 取締役樹脂事業部長就任<br/>平成17年6月 取締役樹脂事業海外統括就任<br/>平成22年10月 取締役上席執行役員樹脂事業海外統括就任<br/>平成25年5月 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>香港大和工貿有限公司 董事長<br/>大和高精密工業(深圳)有限公司 董事長</p>                                                                                                       | 29,000株        |
| 5         | 茂 木 久 男<br>(昭和24年3月31日) | <p>昭和42年4月 ㈱日本相互銀行入行<br/>(現 ㈱三井住友銀行)<br/>平成6年8月 ㈱さくら銀行上野支店副支店長就任<br/>平成13年4月 ㈱オリエントラル・ガード・リサーチ<br/>入社<br/>専務取締役就任<br/>平成19年12月 当社入社開発担当部長就任<br/>平成20年4月 商環境事業部長就任<br/>平成21年11月 事業本部開発部長就任<br/>平成22年6月 取締役商環境事業部長就任<br/>平成22年10月 取締役商環境事業部長兼管理本部管<br/>掌<br/>平成25年5月 取締役上席執行役員管理本部統括兼<br/>広報担当就任<br/>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>埼玉ヤマト㈱取締役</p> | 17,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                   | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6         | 永 田 博太郎<br>(昭和12年8月24日) | 昭和34年9月 永田商店創業<br>昭和48年5月 永田紙業㈱設立、代表取締役社長就<br>任<br>平成22年2月 当社取締役就任<br>平成24年11月 永田紙業㈱取締役会長就任<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>永田紙業㈱取締役会長 | —              |

- (注)1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。その他の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永田耕太郎氏は、永田紙業㈱の代表取締役社長であり、当社は同社と物品売買等の商取引関係があります。また、明成物流㈱および物流機器レンタル㈱の各代表取締役社長であり、当社は同両社と運送等の商取引関係があります。
  3. 永田博太郎氏は、永田紙業㈱の取締役会長であり、当社は同社と物品売買等の商取引関係があります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしますと存じます。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 鏡 味 孝 房<br>(昭和23年8月29日) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成6年4月 樹脂事業部川越工場長就任<br>平成18年4月 経営企画室経営企画部長就任<br>平成20年4月 サイアムヤマトインダストリー(株)工場長就任<br>平成21年11月 内部監査室長就任<br>平成24年6月 当社監査役就任<br>現在に至る                                | 6,000株     |
| 2     | 渡 邊 正 博<br>(昭和20年2月6日)  | 昭和38年4月 東京国税局入局<br>平成14年7月 信濃中野税務署長<br>平成15年7月 本郷税務署長<br>平成16年8月 税理士事務所開設<br>平成18年6月 当社非常勤監査役就任<br>平成22年3月 独立役員就任<br>現在に至る                                                     | —          |
| 3     | 尾 崎 貴 章<br>(昭和48年3月25日) | 平成7年4月 アンダーセンコンサルティング入社<br>(現 アクセンチュア(株))<br>平成9年1月 アーサーアンダーセン入社<br>(現 KPMG税理士法人)<br>平成15年6月 フェニックス・キャピタル(株)入社<br>平成17年4月 コンピタント(株)設立<br>同社代表取締役就任<br>平成24年6月 当社監査役就任<br>現在に至る | —          |

- (注)
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 渡邊正博氏は社外取締役候補者であります。税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その専門的見地並びに高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - 尾崎貴章氏は社外取締役候補者であります。経営コンサルティング会社において代表取締役の経験を有しており、その豊富な経験並びに高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - 渡邊正博氏、尾崎貴章氏の選任が、承認された場合、当社は定款の定めるところに基づき両氏との間で、損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定です。
  - 当社は、社外取締役候補者を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、渡邊正博氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件  
当社の取締役の報酬額は、昭和61年1月開催の臨時株主総会において年額240,000,000円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額240,000,000円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）と定めることとさせていただきたいと存じます。現在の取締役は6名であります。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
当社の監査役の報酬は平成5年6月開催の第38回定時株主総会において年額30,000,000円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30,000,000円以内（うち社外取締役分20,000,000円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

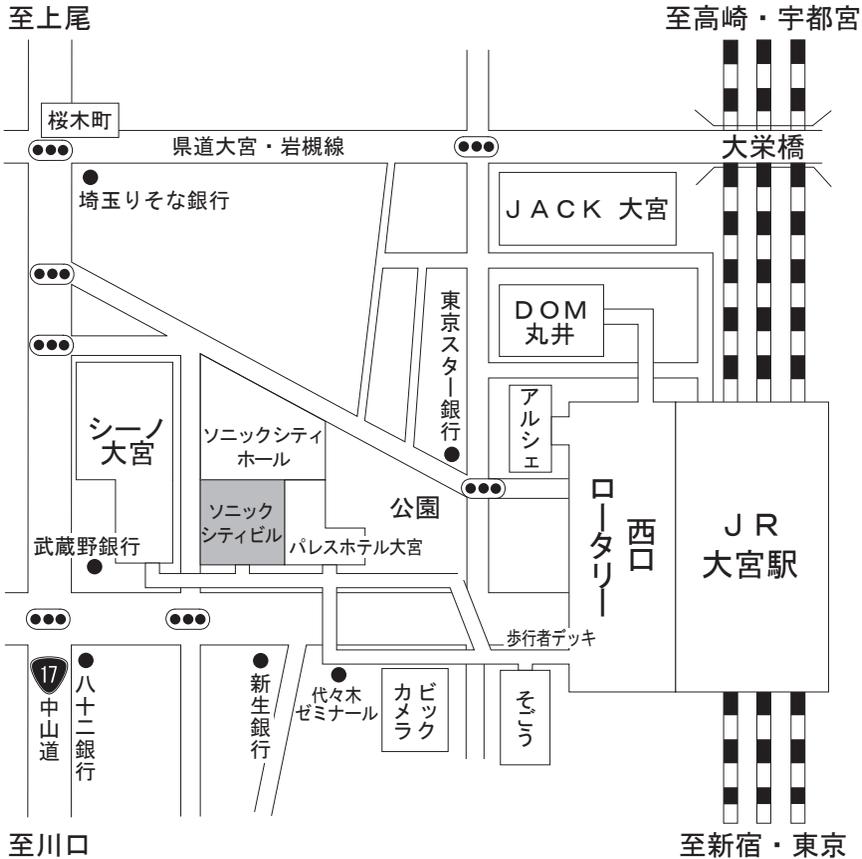
以上





# 株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5  
ソニックシティビル 6階 603会議室



(お願い)

駐車場の設備がございませんので、公共交通機関をご利用下さいますようお願いいたします。

最寄駅「JR大宮駅」(西口)より徒歩約5分